

パブリックコメント手続の実施結果について

1 案件名

平塚市屋外広告物条例の一部改正（骨子案）

2 案件の概要

本市では、良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する危害の防止を目的に屋外広告物条例を施行しています。近年、所有者等により適切に維持管理されていない屋外広告物が全国各地で見受けられ、これら屋外広告物による事故が発生していたことから、国では、屋外広告物の安全性確保を徹底するため、「屋外広告物条例ガイドライン」の改正や「屋外広告物の安全点検に関する指針（案）」の策定をしています。

本市でも屋外広告物の安全性確保については、既に一定の取り組みをしていますが、安全性確保の更なる推進を図るため平塚市屋外広告物条例の一部改正をするものです。

3 募集概要

（1）意見の募集期間

令和6年8月16日（金）～令和6年9月17日（火）

（2）意見の提出方法

持参、郵送、FAX、電子メール、e-kanagawa 電子申請システム

4 実施結果

（1）提出意見数

個人から	1 人	1 件
団体から	団体	件
合計		1 件

（2）意見内訳

項目	件数 (件)
有資格者による点検の義務化	1
合計	1

（3）意見への対応区分

項目	説明	件数 (件)
ア：反映	意見を受けて計画案等を修正したもの又は意見の趣旨が計画案等に沿ったもの	1
イ：参考	事業・取組を推進する上で参考とするもの	
ウ：その他	意見募集の範囲と異なるもの、反映が困難なもの、質問など	
合計		1

5 意見対応表

番号	項目	市民意見の概要	市の考え方	対応区分
1	有資格者による点検の義務化	会社の看板の点検を自分で行いたいので、神奈川県屋外広告物講習を受講しようとしたが、既に本年度は受付期間が終わっていました。 来年度から新たな条例が始まるのであれば、業者を頼まなければならない、相応の費用が掛かってしまいますので、講習会を受講できるまでしばらく猶予をいただきたい。	神奈川県等が主催する屋外広告物講習会は、毎年1回のみで開催であり、更に定員超過により受講できないことなどがあることから、新たに有資格者の点検対象となる広告物については、有資格者による点検義務の規定の適用を施行後3年間猶予する経過措置を設けます。	ア 反映

お問い合わせ先＞

平塚市まちづくり政策部まちづくり政策課

電 話：0463-21-8781

電子メール：machi-s@city.hiratsuka.kanagawa.jp